確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する土地等及び優良住宅地等のための譲渡に 該当することとなった土地等に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	結	法人名	()
----------------------	---	-----	---	---

I 確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する土地等に関する明細書

			<u></u>
確	確定優良住宅地等予定地の区分	1	(措法第62条の3第4項第 号該当) (措法第62条の3第4項第 号該当)
定優	土 地 等 の 取 得 年 月 日	2	
良住	土 地 等 の 所 在 地	3	
宅地	土 地 等 の 面 積	4	平方メートル 平方メートル
等	土 地 等 の 譲 渡 年 月 日	5	平 · · 平 · ·
予定	買取者の氏名又は名称	6	
地の	 同上の住所又は所在地	7	
明細	予定期間の末日	8	平 · · 平 · ·
邢四	1	0	
同及	土地等の譲渡による収益の額	9	
上び	譲渡した土地等に係る 時 価 評 価 益 連結納税の開始又は連	10	
の土	結納税への加入に伴う 時 価 評 価 損	11	
土地	土地等の譲渡による収益の額に対応する原価の額 (別表三(二の三)付表「5」)	12	
地譲	直接又は間接に要した経費の額 (別表三(二の三)付表「14」)	13	
に税	土 地 譲 渡 利 益 金 額	14	
係額	$((9) + (10) - (12) - (13)) \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ $		
るの	圧縮額等の損金算入額	15	
土計	差 引 土 地 譲 渡 利 益 金 額 (14)-((14)と(15)のうち少ない金額)	16	
地算	特別勘定等の益金算入額	17	
譲の渡明	課税される場合の土地譲渡利益金額(16)+(17)	18	
利細	課税される場合の土地譲渡税額 (18)×(10%又は5%)	19	
益	29 (20 /0/216 0 /0/		
金	土地譲渡利益金額等の変更理由等	20	
額			
(l	1	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,

Ⅱ 優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった土地等に関する明細書

優	良	住	宅	地	4	等	の	区	分	21	(措法)	第62条	€の35	第4項第	5 号該当)	(措法第	第62条の	3第4	4 項第	号該当
確等	土	地	等	Ø	取	得	年	月	日	22			•	•			•		•	
定予優定	土	地		等	の	所	î	在	地	23										
良地住の	土	t	地	等		Ø	Ī	í	積	24				平方	メートル				平方メ	ニートル
宅明地細	土	地	等	の	譲	渡	年	月	日	25	平		•	٠		平				
同上に該	の当ず			住宅な	地分った		た め 地 等		譲 渡 面 積	26				平方	メートル				平方人	ニートル
同上	にま	該 当	する	5 2 8	とと	な・	った	年月	月日	27	平		•	•		平	•			
買	取	者	の	氏	名	又	は	名	称	28										
同	上	の	住	所	又	は	所	在	地	29										

別表三(二の三)の記載の仕方

確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する土地等に 関する明細書

.の明細書は、措置法第62条の3第5項(課税除外とさ この研究は、100円では、1 れる確定優良住宅地等予定地のための譲渡》の規定の適用

展版には当りることとなった工地等に関りる別相音」を使用しますので、この明細書は使用しません。 なお、連結法人については適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。 「確定優良住宅地等予定地の明細」の各欄は、次により記載します。

- | 同上の工地寺に採る土地譲伐村証並領及の土地譲伐元 額の計算の明細」の各欄は、次により記載します。 (1) 「圧縮額等の損金算入額15」には、措置法第62条の3 第9項の規定による損金算入額(その土地等に係る圧縮 記帳、特別控除又は特別勘定の金額)を記載します。
- 治 「特別勘定等の益金算入額17」には、措置法第62条の 3第9項の規定により譲渡利益金額に加算することとされている金額(特別勘定の取崩額又は圧縮記帳の取戻額) を記載しますが、その特別勘定等に係る土地等の譲渡利 益金額から控除された金額を限度とします。

- 益金額から控除された金額を限度とします。この場合、「15」から「18」までの各欄の記載は、次の場合に応じ、次によります。イ 取得指定期間内に代替資産等を取得したことにより 圧縮記帳をするとともに特別勘定を記載します。この場合「18」には「17」の金額から「15」の金額を開きるととる額を記載しますが、その金額がマイナスととされ、0と記載してください。ロ 取得指定期間内に代替資産等を取得しなかったために発う又は措置換資産を事業により下統記帳をしたなりったとい。日本時間を取り前と後1年以内に関資資産を事業により下統記帳をしたため同条第4項の規定により下統記帳をしたかったため同条第4項の規定により下統記帳をしたかったため同条第4項の規定により下統記帳をしたかったため同条第4項の規定により下統記帳をしたかったため同条第4項の規定により下統記帳をしたかったため同条第4項の規定により下統記帳をしたかったため同条第4項の規定により下統記帳をしたかったため同条第4項の規定により下統記帳をしたため同条第4項の規定により下統記帳をしたかったため同条第4項の規定によりませている。
- 供しなかったため同条第4項の規定により圧縮記帳の 取戻しによる益金算入をした場合には、「17」及び「18」 のみ記載し、「15」及び「16」の各欄の記載を要しま

「17」に記載する場合には、「9」から「14」

はな、「17」に記載りる場合には、「9」が6「14」までの各欄の記載を要しません。 までの各欄の記載を要しません。 け 措置法第62条の3第5項の規定の適用を受けた法人で 措置法令第38条の4第36項又は第39条の97第17項の規定 の適用を受ける場合に、「課税される場合の土地譲渡利 益金額18」の金額がその土地等に係る当期の直前期の

「18」の金額と同じであるときは、「9」から「17」までの各欄の記載は要しません。 「課税される場合の土地譲渡税額19」には、その土地等

一課税される場合の土地譲渡税額19」には、その土地等の譲渡が平成8年1月1日前に行われた場合にあっては「10%」を適用して計算した金額を記載し、その土地等の譲渡が同日以後に行われた場合にあっては「5%」を適用して計算した金額を記載します。
「土地譲渡利益金額等の変更理由等20」は、「課税される場合の土地譲渡利益金額18」の金額が、その土地等に依る場合の土地譲渡利益金額18」の金額が、その土地等に依る場合の土地で

5 「土地譲渡利益金額等の変更理由等20」は、「課税される場合の土地譲渡利益金額18」の金額が、その土地等に係る当期の面前期の「18」の金額と異なる場合には、で異なることとなった理由その他参考となるべき事項をも必要とます。この場合には、別表三(二の三)付表の添付も必要となります。
68条の68第5項の規定の適用を受ける事業年度又は連結事業年度である場合には、その土地等の譲渡が同法第62条の3第4項第8号から第13号までに掲げる土地等の記簿でのいずれかに該当することが確実であると認められるとといて、措置法規則第21条の19第12項又は第22条の62 とについて、措置法規則第21条の19第12項又は第22条の62 第3項による同規則第21条の19第8項各号 (課税除外とさ れる確定優良住宅地等予定地のための譲渡であることの 証明書類等》に掲げる書類及び別表三(二の三)付表「確定 優良住宅地等予定地のための譲渡に係る直接又は間接に 優良住宅地等予定地のための譲渡に係る直接又は間接に要した経費の額等の明細書」を添付する必要があります。また、当期が措置法62条の3第5項に規定する2年を経過する日の属する年の12月31日又は措置法令第38条の4第27項に規定する当初の認定日を含む事業年度又は連結第62条の68第8項(優良住宅地等のための譲渡に該当しないことととなったもの特別税率)の規定により法人税が課されることと合いない。とととなった事業年度又は連結事業年度を除きます。)である場合には、土地等の買取りをした者から交付を受けた措置法令第38条の4第27項又は第28項に規定する所轄税務署長の認定した日の通知に関する文書の写しを添付する必要があります。

優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった土地等 に関する明細書 1 この明細書は、

- 措置法第62条の3第5項(課税除外と
- 地等予定地のための譲渡》の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が同法第62条の3第4項第8号から第13号まで《課税除外とされる優良住宅地等のための譲渡》においた応じその該当号を記載します。 「確定優良住宅地等予定地の明細」の各欄には、当期の直前期の別表三(二の三)の「I確定優良住宅地等予記載します。」「確定優良住宅地等予定地の明細」の各欄には、当期のための譲渡に該当する土地等に関する明細該当ます。とめののうち、優良住宅地等のための譲渡に下でで、ととなった土地等の面積には、「確定優良住宅地等予定地の明細」の各欄に記載した確定優良住宅地等予定地の明細」の各欄に記載した確定優良住宅地等予定地の明細」の各欄に記載した確定優良住宅地等予定地の明細」の各欄に記載した確定優良住宅地等予定地のの譲渡に該当する土地等のうち、措置法第62条の3第4項
- の明細」の各欄に記載した確定を良住宅地等予定地のための譲渡に該当する土地等のうち、措置法第62条の3第4項第8号から第13号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなった土地等の面積を記載します。 ことの明細書には、確定優良住宅地等予定地のための譲渡
- この明細書には、確定優良任宅地等予定地のための譲渡に該当する土地等のうち、措置法第62条の3第4項第8号から第13号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなった土地等について、措置法規則第21条の19第13項第2号又は第22条の62第4項第2号による同規則第21条の19第2項第8号から第13号までに掲げる土地等の譲渡の区分に応じ同項各号に定める書類(既に措置法第62条の3第5項の規定の適用を受けた事業年度の法人税申告書(同法第68条の第5項の規定の適用を受けた連結事業年10を添り、4段申告書を会みます)に添付した連結事業ます)を添 人税申告書を含みます。)に添付した書類を除きます。)を添付する必要があります。